

心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業補助金交付要綱

制 定 令和2年 3月 27日 医が第1354号（局長決裁）
最近改正 令和3年 10月 1日 医が第558号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の心臓リハビリテーションの推進を目的に、心臓リハビリテーション指導士の養成のための経費を負担する医療機関に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における心臓リハビリテーション指導士とは、特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会（以下、心リハ学会という。）が認定する同名の資格とする。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、交付の年度に心臓リハビリテーション指導士の認定試験を受験して合格し、資格取得した被雇用者に対して必要経費の助成を行う市内の医療機関等の代表者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、別表1に定める。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額を除く。

（補助金の額）

第5条 補助金は、横浜市の予算の範囲内で交付するものとし、その額は第4条に掲げる対象経費の実支出額を合計した額とする。ただし、資格取得した者1人につき、25,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則として、心臓リハビリテーション指導士認定試験の合格を証する認定証が本人に届いた後60日以内とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業補助金交付申請書（第1号様式）とする。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書類への添付書類は、別表2に掲げる書類とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号から第4号までに定める書類とする。

(交付決定通知)

第7条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(交付の申請に係る事項の変更等)

第8条 補助金規則第7条第1項第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする者は、心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業変更（中止・廃止）届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、第7条第2項に定める交付決定通知をもってなされたものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の請求は、心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業補助金請求書（第5号様式）により行う。

(関係書類の保存期間)

第11条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助事業終了の翌年度から5年とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表1

対象経費	内容
講習会受講料	心リハ学会が主催する講習会の受講料
審査料	試験の審査料
学術集会参加費	試験当日に開催されている学術集会の参加費
資料代	試験対策に必要な資料等の購入費
研修参加費	資格取得のために必要な研修の参加費
旅費	試験または研修を受けるための移動に要する交通費

別表 2

添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 補助事業者が対象経費を負担したこと及びその額が分かる書類(2) 資格取得者の雇用契約書（雇入通知書）等(3) 資格を取得したことを証する認定証の写し(4) その他参考となる書類
------	---

第1号様式（第6条第2項）

年 月 日

横浜市長

所在地
医療機関名
代表者職氏名

心臓リハビリテーション指導士資格取得助成事業補助金交付申請書

この交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 資格取得者氏名 ※2人以上の申請をする場合はここに併記すること。
- 2 申請額 _____ 円
- 3 申請額内訳
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業者が対象経費を負担したこと及びその額が分かる書類
 - (2) 雇用契約書（雇入通知書）等
 - (3) 資格を取得したことを証する認定証
 - (4) その他参考となる書類

担当者
連絡先